

○農林水産省告示第七号

農林水産省告示第七号
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成二十四年内閣府令第一号)の施行に伴い、並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十七条第三項第七号及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省令第二号)第三条第二号イの規定に基づき、平成十八年三月三十一日農林水産省告示第十二号(水産業協同組合法第十一号第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件)の一部を次のように改正し、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の施行の日(平成二十四年四月一日)から適用する。

農林水産大臣 鹿野 道彦

第一条中「又は第九十三條第二項第七号」を「第九十三條第二項第七号及び第九十七條第三項第七号」に改め、同条第八号中「及び第九十三條第一項第二号」を「法第九十三條第一項第二号」に改め、「水産加工業協同組合」の下に「及び法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」を加える。

第二条中「又は第九十三條第二項第七号」を「第九十三條第二項第七号及び第九十七條第三項第七号」に改め、同条第四号中「及び第九十三條第三項」を「第九十三條第三項及び第九十七條第四項」に改める。

第三条中「第二條第一項第一号」を「第三條第二号イ」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「及び水産加工業協同組合連合会」を加える。

○農林水産省告示第八号

農林水産省告示第八号
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成二十四年内閣府令第一号)の施行に伴い、平成十八年三月三十一日農林水産省告示第十三号(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三條第

二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者等を定める件)の一部を次のように改正し、同令の施行の日(平成二十四年四月一日)から適用する。

金融庁長官 畑中龍太郎

第一項中「第三條第二項」を「第三條第三号」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十九号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名
四二二二 二四 西谷 良彦
四二二三 二四 竹内 誠
四二二四 二四 久米井大輔
四二二五 二四 岡村 崇
四二二六 二四 村中 将一

○法務省告示第四百号

法務省告示第四百号
石川県羽咋市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書等の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、羽咋市役所又は金沢地方法務局七尾支局に照会すること。
平成二十四年三月十六日
法務大臣 小川 敏夫

石川県羽咋郡越路野村字千路ホノ七番地 本多利代松
○法務省告示第五百号
栃木県芳賀郡茂木町役場備付けの次の戸籍が滅失した。
平成二十四年三月十六日
法務大臣 小川 敏夫

栃木県芳賀郡茂木町大字山内二千六百番地 河又 武夫

○法務省告示第六号

仙台法務局仙沼支局に備えてあった左記工場財団登記簿が滅失した。滅失した登記簿に登録されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年六月十六日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。
平成二十四年三月十六日
法務大臣 小川 敏夫

○厚生労働省告示第三十二号

Table with 2 columns: 登記番号, 工場名, 工場名, 工場位置. Includes entries for 気仙沼漁業協同組合水産物中継基地大規模冷蔵庫 and 気仙沼ケーブルネットワーク株式会社社宮城工場.

○厚生労働省告示第三十二号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十三第三項の規定に基づき、機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から適用する。
平成二十四年三月十六日
厚生労働大臣 小宮山洋子

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針
(目的)
第一条 この指針は、機械譲渡者等(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第二十四条の十三第一項に規定する機械譲渡者等をいう。以下同じ。)が行う機械に関する危険性等の通知に関し必要な事項を定めることにより、機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者(同項に規定する相手方事業者をいう。以下同じ。)による労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図るために行う当該機械に関する危険性等の通知を促進することを目的とする。

(適用)
第二条 機械に関する危険性等の通知は、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械で、事業場

で使用されるものに関して行うこととする。ただし、当該機械のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。
2 則第二十四条の十三第三項の機械に係る作業の範囲は、機械を稼働させるための準備作業、運転及び保守等とする。

第三条 機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知に係る次項の文書の作成を行う場合においては、次に掲げる事項について十分な知識を有する者に当該文書を作成させるものとする。
(機械に関する危険性等の通知)
一 機械に関する危険性等の調査の手法
二 前号の調査の結果に基づく機械による労働災害を防止するための措置の方法
三 機械に適用される法令等

2 機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知は、則第二十四条の十三第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる方法により当該事項を記載した文書を相手方事業者に交付することにより行うものとする。
一 残留リスクマップ(当該機械の絵又は図を用いて則第二十四条の十三第一項第一号の事項のほか、同項第二号から第五号までの事項の全部又は一部を簡潔に記載し、当該機械に関する危険性等の情報の全体像を示したものをいう。)
二 残留リスク一覧(則第二十四条の十三第一項第一号から第五号までの事項を第二條第二項の作業ごとに詳細に記載したものをいう。)

3 前項第一号に掲げる残留リスクマップに則第二十四条の十三第一項各号の事項の全てを詳細に記載した場合には、前項第二号に掲げる残留リスク一覽の方法による当該事項の記載を省略できる。

4 機械に関する危険性等の通知は、機械を譲渡し、又は貸与する時以前に行うものとする。

5 機械譲渡者等は、相手方事業者への機械に関する危険性等の通知に当たつて次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 機械を譲渡し、又は貸与する時以前に、当該機械に関する危険性等の通知の内容について、相手方事業者に説明すること。

二 当該機械に関する危険性等の通知に係る相手方事業者の名称、当該通知を行った日等の記録を作成し、これを保存すること。

第四条 機械譲渡者等から機械を譲渡し又は貸与された相手方事業者であつて、当該機械を別の相手方事業者に譲渡し又は貸与しようとするものについては、前条第二項の規定にかかわらず、当該機械について交付された文書を、当該別の相手方事業者に交付することをもって同項の通知をしたこととみなす。

第五條 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

○厚生労働省告示第百三十三号
労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第九号)の施行に伴い、並びに労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第二十四条の十六の規定に基づき、及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)を施行するため、化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成四年労働省告示第六十号)の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十六日
厚生労働大臣 小宮山洋子

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針
(目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「則」という。)第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)及び特定危険有害化学物質等(則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三十八号)第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物)を以下「化学物質等」という。に關する適切な取扱いを促進し、もつて化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三十八号)第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物)を以下「化学物質等」という。に關する適切な取扱いを促進し、もつて化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装し、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない。

一 次に掲げる事項

イ 名称
ロ 人体に及ぼす作用
ハ 成分
ニ 貯蔵又は取扱上の注意
ホ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

ヘ 注意喚起語
ト 安定性及び反応性
二 則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準(平成二十四年厚生労働省告示第 号)において定める絵表示

2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんを貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票せんを貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ハからトまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

3 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとする。

4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合は、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関する表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めが適用することができる。

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあつては、表示事項等を除く。)を譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

一 名称
二 成分及びその含有量
三 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用
五 貯蔵又は取扱上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
八 危険性又は有害性の要約
九 安定性及び反応性
十 適用される法令
十一 その他参考となる事項
十二 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合は、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関する表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めが適用することができる。

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあつては、表示事項等を除く。)を譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

一 名称
二 成分及びその含有量
三 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用
五 貯蔵又は取扱上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
八 危険性又は有害性の要約
九 安定性及び反応性
十 適用される法令
十一 その他参考となる事項
十二 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

4 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覽表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

3 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覽表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

3 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覽表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覽表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

5 事業者は、前項において準用する第二項第二項の規定による表示に支障が生じようとする場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じて、第二項第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覽表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

6 事業者は、第二項第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示(第二項の規定により準用する第二項第二項ただし書の場合同様に)における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であつて当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であつて当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)
第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱う場合においては、第三項第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項を記載された文書等を「安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

第六条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱う場合においては、第三項第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項を記載された文書等を「安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生法（以下第四項において「法」という。）第二十八条の二第一項の調査を実施するに当たっては、安全シートを適用するものとする。

3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全シートを適用するものとする。

4 法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の女衛生委員会（以下この項において「委員会」という。）を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

（細目）
第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

○農林水産省告示第七百九号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十二条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣 鹿野 潤彦

一の家畜診療診療点数表を次のように改める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百二十条の七第三項並びに第四項第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第四百四十四号（収獲基準共済掛金率等及び備付基準共済掛金率等並びに収獲責任保険割合及び備付責任保険割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣 鹿野 潤彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の平成二十二年一月十五日農林水産省告示第四百四十四号別表一の規定は、平成二十五年産の果実から適用する。

○農林水産省告示第七百十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三十条の十五第三項第四項及び第五項、第二百二十五条第五号並びに第二百三十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第四百四十五号（収獲基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣 鹿野 潤彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに岩手県庁、福井県庁、長野県庁、島根県庁及び福岡県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の平成二十二年一月十五日農林水産省告示第四百四十五号別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年産の大豆及びそばから適用する。

○国土交通省告示第二百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第三十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣 前田 武敏

- 起業者の名称 国土交通大臣
- 事業の種類 一般国道13号改築工事（大野目交差点改良、山形県山形市大野目町字中河原地内から同市大野目四丁目地内まで）

第3 起業地

- 収用の部分 山形県山形市大野目町字中河原及び字中川原並びに大野目四丁目地内
- 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県山形市大野目町字中河原地内から同市穂積地内までの延長1,190mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道13号改築工事（大野目交差点改良）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道13号（以下「本路線」という。）は、福島市を起点とし、米沢市、山形市、湯沢市、大仙市等を経由して、秋田市に至る総延長377.2kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山形市の既成市街地を通過し、高速自動車国道東北横断自動車道酒田線の山形北インターチェンジへのアクセス道路となっていることなどから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道と主要地方道山形山寺線とが平面交差する大野目交差点においては、現道の直進交通が多いことから交差点における交通容量が不足しており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、現道は主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は46,047台/日であり、混雑度は1.59となっている。また、平

成22年3月に起業者が実施した渋滞調査によると、大野目交差点を先頭に天童市方面に向かう最大渋滞長1,700mが確認されている。

本件事業の完成により、大野目交差点が約300m南方で高架構造（オーバースタック）となり、現道の直進交通が平面交差を回避することになることから、大野目交差点における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカが確認されているが、営巣は確認されておらず、生息環境が直接改変されないことから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、大野目交差点における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき交差点を高架構造（オーバースタック）として立体化を図る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。